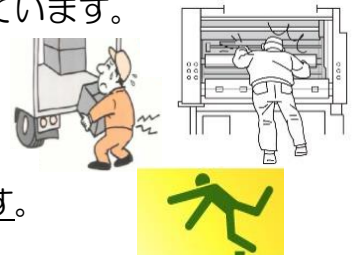


# 労働災害（転倒、腰痛、機械災害）が増加しています！

今年の大阪西労働基準監督署管内\*1 の休業4日以上労働災害\*2 発生件数(10月末現在)は 311 件と前年同期から 10 件増加しています。特に以下の3つのタイプの災害が増加しています。

- ① **転倒** 82 件 (前年同期+11)
- ② **腰痛** 18 件 (前年同期+4)
- ③ **動力機械によるはさまれ・巻き込まれ、切れ** 23 件 (前年同期+8)

\*1 管轄区域：大阪市西区、港区、大正区  
\*2 新型コロナウイルス感染症によるものを除く



当該リーフレットを参考にいただき、安全衛生活動の推進をお願いします。

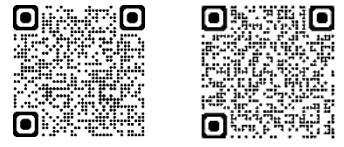
[災害事例 (令和6年発生分 抜粋)]

タイプ	業種	被災者	傷病名 [休業見込]	発生状況
①	食料品製造業	女性 50代	股関節骨折 [2月]	翌日の準備のため作業場内を徒歩で移動していたところ、モップ掛けした直後で濡れていた床で足を滑らせて転倒
①	飲食店	女性 50代	左足脛・右上腕打撲 [2月]	店舗キッチン内を歩行中、床に置かれていたパンのケースに躓き転倒
②	陸上貨物運送事業	男性 40代	腰痛 [1月]	荷(重さ約20kg)を高さ1.8mから積み下ろす最中、腰を捻る動作をした際に腰に痛みが走った
②	社会福祉施設	男性 30代	腰痛 [1月]	お客様宅にてスロープの下から車いすを押し上げようとした際、腰に激痛が走り、その場でうずくまって動けなくなった
③	金属製品製造業	男性 20代	左手第2～4指切断 [3月]	プレス機駆動用Vベルトの張り具合の確認作業を、運転状態のまま行ったためベルトに左手が触れてそのまま巻き込まれ、指3本が切断された
③	輸送用機械等製造業	男性 70代	両手皮膚欠損 [11日]	旋盤を用いた加工後、旋盤で回転させている加工物を手袋を着用した手(片手)でサンドペーパーで包み込むようにして研磨していたところ、手袋が巻き込まれ、手の皮膚が欠損した
③	物品賃貸業	男性 50代	左手中指・薬指 [4日]	仮設材出庫のため、付着していたコンクリートをエアサンダーで整えていた際、サンダーがはじかれ左手中指と薬指を切った

### 【転倒・腰痛災害】

スポーツ庁 × 厚生労働省

**室伏長官が**  
職場での転倒予防、腰痛予防に向けて  
スポーツの習慣化を呼びかけ



◆ **転倒・腰痛災害**が、**対策を講ずべきリスク**であることを認識し、**右のページ及び右のサイト(2種類)**を活用し、転倒・腰痛災害の防止を行って頂きますようお願いいたします。

### 【機械災害(はさまれ・巻き込まれ、切れ)】

- ◆ 危険を及ぼすおそれのある部分への**安全カバー等**の取り付けを徹底してください。
- ◆ **機械の掃除、修理、調整等**の作業時に、**機械の運転を停止していないため**、機械に巻き込まれるといった災害が、多く発生しています。**労働安全衛生規則第107条、108条の遵守**が重要！！
- ◆ 災害防止のために「**守るべきこと**」についての**安全衛生教育**を実施してください。



**こちら**も **はしご・脚立**についての災害も多く発生しています。**裏面(裏面下部のリンク先含む)**を参考に、安全を確保した上で、適切に使用してください。






なお、**足元の高さが2m以上の箇所**で作業する場合には、**原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置(手すり等)**を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

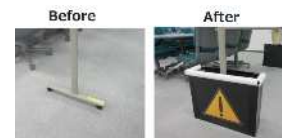
**大阪西労働基準監督署 (R6.11)**

# 労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう





50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています  
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

## 「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- (なし) 何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒 (27%)  
 > 転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入 ( )
-  作業場・通路に放置された物につまずいて転倒 (16%)  
 > バックヤード等も含めた整理、整頓（物を置く場所の指定）の徹底
-  通路等の凹凸につまずいて転倒 (10%)  
 > 敷地内（特に従業員用通路）の凹凸、陥没穴等（ごくわずかなものでも危険）を確認し、解消
-  作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒 (8%)  
 > 適切な通路の設定  
 > 敷地内駐車場の車止めの「見える化」
-  作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒 (8%)  
 > 設備、什器等の角の「見える化」
-  作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒 (7%)  
 引き回した労働者が自らつまずくケースも多い  
 > 転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



## 「滑り」による転倒災害の原因と対策

-  凍結した通路等で滑って転倒 (25%)  
 > 従業員用通路の除雪・融雪。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する ( )
-  作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒 (19%)  
 > 水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。  
 （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）
-  水場（食品加工場等）で滑って転倒 (16%)  
 > 滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）  
 > 防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工 ( )  
 > 隣接エリアまで濡れないよう処置
-  雨で濡れた通路等で滑って転倒 (15%)  
 > 雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、防滑処置等の対策を行う



( ) については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は「エイジフレンドリー補助金」（補助率1/2、上限100万円）を利用できます



中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます



# はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

## 作業前 8 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない  
高所作業」中央労働災  
害防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

## 作業前 10 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

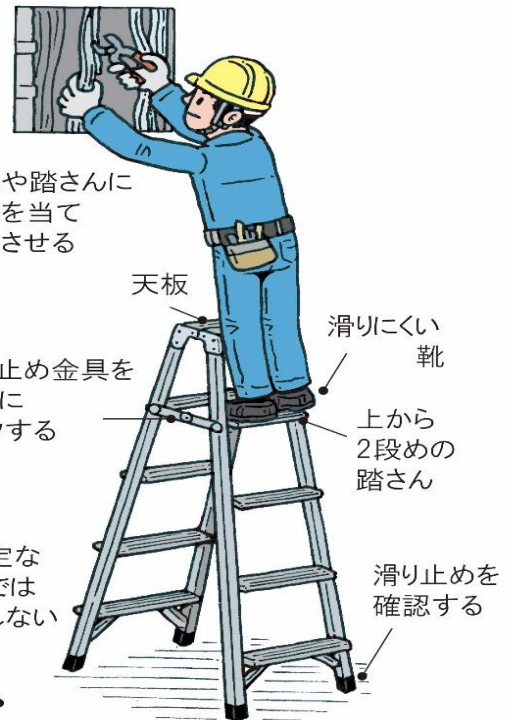
年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する  
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない



### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

#### 脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

高さ2m以上での作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署